延長生（５年生以上）学費計算方法および学費額に関するお知らせ【教育学部】

本制度は**2016 年度以前**の入学者が延長生になった場合と、**2017 年度以降**の入学者が延長生になった場合とで計算方法が異なりますので、ご注意ください。

■■ １．学費計算の考え方 ■■

在学年数（休・留学期間を除いた年数（※1））が4年（学士入学者は2年）を超える場合、前学期終了時点での卒業所定単位数に対する不足単位数をもとに、学期ごとの学費額を計算します。

不足単位数については以下のとおり算出します。

不足単位数＝卒業所定単位数－前学期終了時点での卒業算入単位数

上の式で算出した前学期終了時点での不足単位数に基づき、学期ごとの授業料は以下のように算出します。

1）2016 年度以前の入学者が延長生になった場合

不足単位数	授業料	教育環境整備費、 全学グローバル教育費 **※4**	実験実習料、学生読書室図書費、学会会費
21 単位以上	学期所定額の満額 **※2**	教育環境整備費: 文科系 90,000 円／半期 理　系 135,000 円／半期 全学グローバル教育費: 35,000 円／半期	当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する額と同額
5 単位～20 単位	学期所定額の 70%		
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%		

2）2017 年度以降の入学者が延長生になった場合

不足単位数	授業料	実験実習料、学生読書室図書費、学会会費
21 単位以上	学期所定額の満額 **※2**	当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する額と同額
5 単位～20 単位	学期所定額の満額 **※3**	
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%	

例 1　卒業所定単位数が 124 単位の学科専修等で、前学期終了時までに 120 単位を修得済みの場合

124 単位（卒業所定単位数）－120 単位（前学期終了時点での卒業算入単位数）＝4 単位（不足単位数）

⇒授業料は学期所定額の 50%

例 2　卒業所定単位数が 124 単位の学科専修等で 124 単位は修得したが、卒業要件である必修科目 8 単位を未修得の場合

124 単位（卒業所定単位数）－124 単位（前学期終了時点での卒業算入単位数）＝0 単位（不足単位数）

⇒必修科目 8 単位が未修得であるが、卒業算入単位数が卒業所定単位数に達しているため、不足単位数は 0 単位となり、授業料は学期所定額の 50%

※1 学籍が「在学」扱いの留学（CS・ダブルディグリー）をした場合、留学期間は在学年数に含まれます。

＊交換・私費留学の場合については別途お問い合わせください。

※2 学期所定額とは…当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する学費の所定額のこと。

【2016 年度以前入学者が 2020 年度以降延長生として在学する場合】

2016 年度以前入学者が延長生となり、その時の 4 年生が 2017 年度以降の入学者である場合は、「2016 年度入学者が 5 年生になった場合」の授業料（ 文科系 402,500 円／半期 ・ 理系 587,500 円／半期 ）が、学期所定額となります。

※3 後述のとおり、留学をしたことが理由で延長生となる場合は、特例があります。

※4 教育環境整備費は 2012 年度～2016 年度入学者、全学グローバル教育費は 2014 年度～2016 年度入学者が対象です。

※5 卒業所定単位数は入学年度、学科専修等、入学形態により異なります。学部要項や授業ガイドでご確認ください。

■■ ２．留学をしたことが理由で延長生となる場合【2017 年度以降の入学者のみ適用】 ■■

在学中に1学期相当期間以上留学した学生が延長生になった場合、教授会が特別に認め、かつ前学期終了時点での卒業所定単位数に対する不足単位数が 5 単位以上 20 単位以下である場合に限り、学期所定額の 50%に相当する金額とします。ただし、本基準の適用は1年間（2学期）分の授業料を上限とします。*なお、適用対象者は学部で決定しますので、学生からの申請は不要です。*

不足単位数	授業料
21 単位以上	学期所定額
5 単位～20 単位	学期所定額の 50%
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%

■■ ３．納入期限について ■■

延長生になった場合は、それまでと納入期限が変わります。延長生の学費引落日は、春学期分は 7 月 5 日、秋学期分は 12 月 5 日となります。具体的な学費額等は、学費振替約 2 週間前に学費等口座振替通知書にて通知いたします。

以　上

教 育 学 部

2024 年度向け

2024 年 4 月 1 日

２０２４年度に延長生となる方の学費について（早稲田大学教育学部）

2024 年度に所定年限以上在学することになった場合、学費については本案内を確認してください。不明な点がある場合は、教育学部事務所に問い合わせてください。特に、在学中に留学や休学をした場合や、学士入学、再入学の延長生は学費所定額の算出方法等が異なります。

１．2024 年度　学費

延長生の学費（半期所定額）は以下のとおりです。入学年度により学費費目が異なります。
延長生の学費引落日はこれまでと異なり、春学期分は 7 月 5 日、秋学期分は 12 月 5 日となります。
学費等口座振替通知書は、春学期分は 6 月下旬、秋学期分は 11 月下旬に学費負担者宛に郵送します。

（1）2012 年度～2013 年度入学者　所定額（半期分）

【教育学科・国語国文学科・英語英文学科・社会科・複合文化学科】

学費費目	金額	備考
授業料	402,500 円	「２．授業料の算出について」参照
教育環境整備費	90,000 円	
実験実習料	学科専攻専修により異なります。 （当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する額と同額）	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250 円	
学会会費	250 円	
学生健康増進互助会費	1,500 円	

【理学科・数学科】

学費費目	金額	備考
授業料	587,500 円	「２．授業料の算出について」参照
教育環境整備費	135,000 円	
実験実習料	学科専修により異なります。 （当該延長生と同一学科専修所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する額と同額）	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250 円	
学会会費	250 円	
学生健康増進互助会費	1,500 円	

（2）2014 年度～2016 年度入学者　所定額（半期分）

【教育学科・国語国文学科・英語英文学科・社会科・複合文化学科】

学費費目	金額	備考
授業料	402,500 円	「2．授業料の算出について」参照
全学グローバル教育費	35,000 円	
教育環境整備費	90,000 円	
実験実習料	学科専攻専修により異なります。 **（当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する額と同額）**	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250 円	
学会会費	250 円	
学生健康増進互助会費	1,500 円	

【理学科・数学科】

学費費目	金額	備考
授業料	587,500 円	「2．授業料の算出について」参照
全学グローバル教育費	35,000 円	
教育環境整備費	135,000 円	
実験実習料	学科専修により異なります。 **（当該延長生と同一学科専修所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する額と同額）**	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250 円	
学会会費	250 円	
学生健康増進互助会費	1,500 円	

（3）2017 年度～2019 年度入学者　所定額（半期分）

【教育学科・国語国文学科・社会科・複合文化学科】

学費費目	金額	備考
授業料	580,000 円	「2．授業料の算出について」参照
実験実習料	学科専攻専修により異なります。 **（当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する額と同額）**	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250 円	
学会会費	250 円	
学生健康増進互助会費	1,500 円	

【英語英文学科】

学費費目	金額	備考
授業料	585,500 円	「2．授業料の算出について」参照
実験実習料	**英語英文学科所属の正規生（4 年生）が、学期ごとに納入する額と同額**	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250 円	
学会会費	250 円	
学生健康増進互助会費	1,500 円	

【理学科・数学科】

学費費目	金額	備考
授業料	823,000 円	「２．授業料の算出について」参照
実験実習料	学科専修により異なります。 **（当該延長生と同一学科専修所属の正規生** **（4 年生）が、学期ごとに納入する額と同額）**	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250 円	
学会会費	250 円	
学生健康増進互助会費	1,500 円	

２．授業料の算出について

在学年数（休・留学期間を除いた年数（※1））が４年（学士入学者は２年）を超える場合、前学期終了時点での卒業所定単位数に対する不足単位数をもとに、学期ごとの学費額を計算します。授業料の計算に当たり、100 円未満の端数が生ずるときは、10 円の位を四捨五入します。

不足単位数については以下のとおり算出します。

不足単位数＝卒業所定単位数（124 or 128 or 134）－　前学期終了時点までに修得した卒業算入単位数

上の式で算出した前学期終了時点での不足単位数に基づき、学期ごとの授業料は以下のように算出します。

2016 年度以前の入学者が延長生になった場合

不足単位数	授業料
21 単位以上	学期所定額の満額
5 単位～20 単位	学期所定額の 70%
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%

2017 年度以降の入学者が延長生になった場合

不足単位数	授業料
21 単位以上	学期所定額の満額
5 単位～20 単位	学期所定額の満額 ※2
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%

例 1　卒業所定単位数に対し、前学期終了時までに 120 単位を修得済みの場合

124 単位（卒業所定単位数）－120 単位（前学期終了時点での卒業算入単位数）＝4 単位（不足単位数）

⇒授業料は学期所定額の 50%

例 2　卒業所定単位数と同じ 124 単位は修得したが、卒業要件である必修科目 8 単位を未修得の場合

124 単位（卒業所定単位数）－124 単位（前学期終了時点での卒業算入単位数）＝0 単位（不足単位数）

⇒必修科目に 8 単位が未修得であるが、卒業算入単位数が卒業所定単位数に達しているため、
不足単位数は 0 単位となり、授業料は学期所定額の 50%

※1 学籍が「在学」扱いの留学（CS・ダブルディグリー）をした場合、留学期間は在学年数に含まれます。
＊交換・私費留学の場合については考え方が異なります。教育学部事務所へお問い合わせください。

※2 2017 年度以降入学者のうち、在学中に 1 学期相当期間以上留学した学生が延長生になった場合、教授会が特別に認め、かつ前学期終了時点での卒業所定単位数に対する不足単位数が 5 単位以上 20 単位以下である場合に限り、学期所定額の 50%に相当する金額とします。ただし、本基準の適用は 1 年間（2 学期）分の授業料を上限とします。

※3 ダブルディグリーおよび交換留学中の学費については、不足単位数に応じた減額はされません。

３．休学・留学をされたことのある方

休学や留学により「在学」とならない期間がある場合は、入学年度から起算して 5 年目であっても「延長生」となりません。このような場合は、不足単位数にかかわらず授業料の減額は生じません。

以　上

早稲田大学 教育学部